

「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の一部改正条例施行に伴い

**平成25年1月1日より枚方市が回収する資源ごみ等の持ち去り行為が禁止となりました。**

対象品目

資源ごみ【紙類・空き缶・びん・ガラス】

粗大ごみ【大型ごみ・粗ごみ】

○枚方市の排出ルールにより、家庭から排出された資源ごみ等を、ごみ置き場から市長及びの委託を受けた者以外の者が収集又は運搬することを禁止します。

※禁止行為を行う違反者は、過料（5万円以下）の適用対象となります。  
（過料の適用については、平成25年4月1日からとなります）

枚方市 家庭ごみ業務第2課  
電話 072-849-7969  
FAX 072-848-1821

「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の一部改正条例施行に伴い

**平成25年1月1日より枚方市が回収する資源ごみ等の持ち去り行為が禁止となりました。**

対象品目

資源ごみ【紙類・空き缶・びん・ガラス】

粗大ごみ【大型ごみ・粗ごみ】

○枚方市の排出ルールにより、家庭から排出された資源ごみ等を、ごみ置き場から市長及びの委託を受けた者以外の者が収集又は運搬することを禁止します。

※禁止行為を行う違反者は、過料（5万円以下）の適用対象となります。  
（過料の適用については、平成25年4月1日からとなります）

枚方市 家庭ごみ業務第2課  
電話 072-849-7969  
FAX 072-848-1821